



## 浄化槽をお使いの皆様へ

～茨城県からのお知らせです～

### 法定検査（11条検査）の受検をお願いします。

浄化槽を使用している方は、浄化槽法第11条の規定により、浄化槽からきれいな水が放流されているかを検査する、年1回の水質検査（法定検査）の受検が義務付けられています。（保守点検及び清掃に加え、受検が必要です。）

また、法定検査を受検されていない場合は、（公社）茨城県水質保全協会に受検の申し込みをしていただくよう、お願いいたします。

#### 【法定検査受検申込み先】

**公益社団法人 茨城県水質保全協会**

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1

検査部 Tel. 029-291-4004

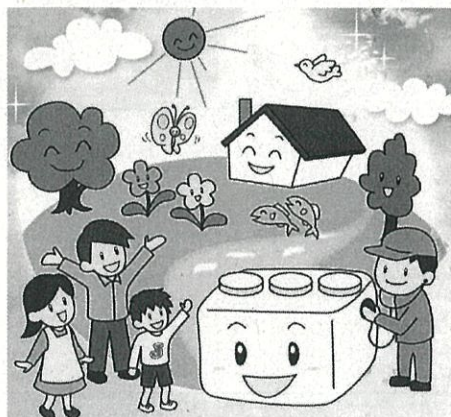
HP <http://www.e-mizu-ibaraki.jp/>

（HPからもお申込みいただけます）

### 法定検査を受けていない方へ、案内文を送付します。

県では、法定検査を実施していない方に対して、令和元年10月中旬から受検の案内文を送付させていただきます。

案内文が届きました際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」により、速やかに前述の（公社）茨城県水質保全協会に、受検の申し込みを行ってください。



#### 【問い合わせ先】

・茨城県県民生活環境部環境対策課

TEL 029-301-2966

・茨城県鹿行県民センター環境・保安課

TEL 0291-33-6056